

ドローン企画書



○メディア・エンターテイメントへの活用方法

- ①ホテル、式場 ②ゴルフ場 ③不動産関連
④地域のPR動画(自治体) ⑤企業PR動画
⑥その他景色、イベント関連空撮

* ドローンを使用しての空撮を行うことにより、
今まで不可能だった低空飛行、及び躍動感のある空撮
が 可能になりました。

○ドローン空撮によるメリット・デメリット

↑ ・メリット

- 以前までの空撮では飛行機、ヘリ、クレーンなどによる空撮でしたが、ドローンを使用することにより、余計な申請もなく容易に空撮が可能。
- 費用の面でも、飛行機等では1枚の写真を撮影する為だけで、50万～60万程掛かる費用が格段に安く抑えることができます。
- 地上と空撮両方を1回の撮影で可能になります。

・デメリット

- 天候、場所等により空撮の可否が左右されます。
- 場所によっては、航空法に基づいて、各関係機関、各自治体等に、申請・許可を取得しなければ、違法行為となります。

○ドローン空撮サンプル(写真)



糸島市 夫婦岩



若宮ゴルフクラブ



鹿児島県 桜島



大濠公園



宮若市 雲海



福岡市 天神5丁目





ドローン航空法及び飛行可能エリア

○ドローン規制 許可が必要な飛行場所

25 DRONE HITEC DRONE Flight Rule Hitec Multiplex Japan Product

**今までと変わらずどこでもフライトが可能！
規制対象外！機体重量 200g未満！
ハイデックドローン**

2015年12月10日より航空法改定が施行されました。
機体重量(フライトバッテリー含む) **200g未満** の
機体はホビードローンとして航空法改定の**規制対象外**となり
今までと変わらず、マナーを守りどこでもフライトが楽しめます。

この2つ(航空法)を守れば大丈夫！ 機体重量200g以上のドローンでも
フライトを楽しむことができます！
飛行申請は
必要ありません

1 飛行禁止空域
次の場所では、飛行が禁止されています。

- 空港周辺
- 150m以上の上空
- 人家の密集地域

2 飛行の方法
次の方法に従って飛行させましょう。

- 日中での飛行
- 目視の範囲内
- 距離の確保
- 催し場所での飛行禁止
- 危険物輸送の禁止
- 物件投下の禁止

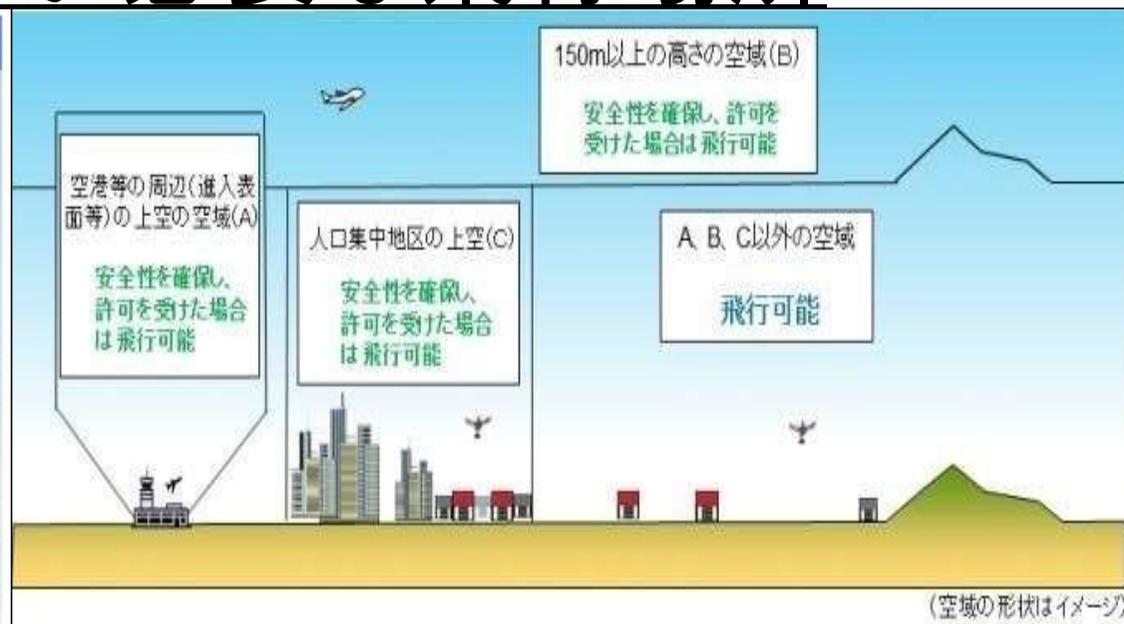
●凶器 ●毒物 ●引火性液体 ●火薬類 など

●投下

200g以上の機体で上記ルール以外でのフライトも可能です！

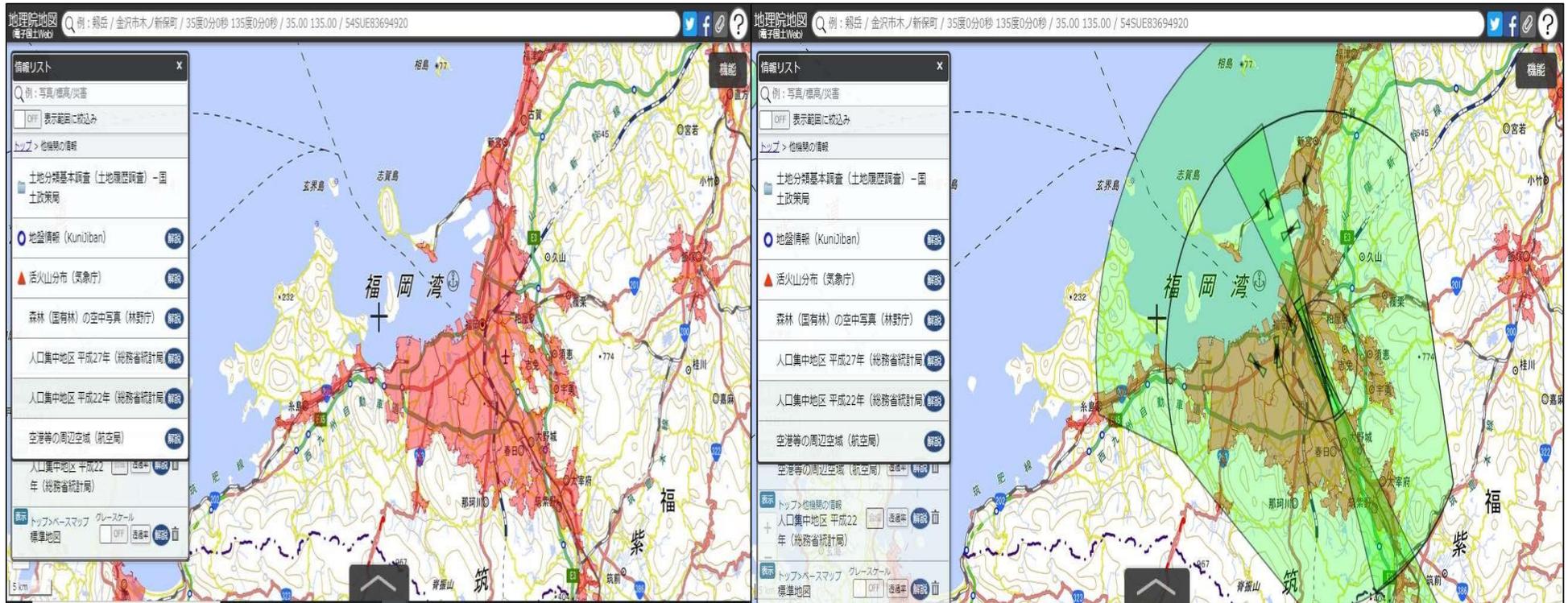
空港等の周辺の空域や人口集中地区の上空を飛行させる場合など、夜間や目視外等において飛行させる場合には国土交通大臣の許可や承認を受ければフライトが可能になります。
航空法改正の詳細や許可申請の方法については国土交通省のホームページでご確認頂けます。
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html





1. 空港周辺は原則飛行禁止
2. 人口集中地区の上空は原則飛行禁止
3. 150m以上の高さの空域は原則飛行禁止
4. 人、物、建物から30m未満は原則飛行禁止
5. イベント、催し物の上空は原則飛行禁止

○ドローン飛行に関する航空法



人口集中地区

空港周辺

* 原則、人口集中地区、空港周辺は飛行禁止

○ドローン空撮に関する、各申請等

- 弊社では、大阪航空局に申請済みです。(毎年申請)
 - 人口集中地区での飛行(日本全国)
 - 人、物、建物より30m未満の飛行(日本全国)
 - 目視外飛行(日本全国)
 - 対人・対物保険加入済み (対人:1億円 対物:5千万円)
 - 資格:日本ドローン協会認定 ドローン操縦士回転翼3級取得済み
- *現在の航空法の改正の早さから、近い将来、免許制となる可能性があります。

○ドローン空撮 費用一覧

- ・空撮費用

- ・1フライト空撮写真

¥80,000～（1枚～20枚程度）

- ・1フライト空撮動画

¥90,000～（20分程度）

動画編集 別途ご相談

* イベントでは他に申請が必要です。

- ・PR動画制作

¥300,000～（空撮、編集費込み）

* 遠方の場合は別途交通費がかかることがあります。

* 飛行区域によっては別途申請費用が掛かることがあります